

# 会 議 録

公開用

会議の名称	令和8年3月定例教育委員会会議																																														
開催日時	令和8年3月26日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時29分																																														
開催場所	本庁舎4階 委員会会議室																																														
議長(委員長・会長)の職氏名	教育長 鎌田 亨																																														
出席者及び欠席者の職氏名及び人数	<p><b>【出席委員】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">教育長</td> <td style="text-align: right;">鎌田 亨</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td style="text-align: right;">小林 学</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">岡田 新司</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">山口 早苗</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">高橋 朋子</td> </tr> </table> <p><b>【執行部出席者】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">学校教育部長</td> <td style="text-align: right;">篠原 直樹</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学務指導担当部長</td> <td style="text-align: right;">佐山 宏樹</td> </tr> <tr> <td>社会教育部長</td> <td style="text-align: right;">樋口 智</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長兼教育施設課長</td> <td style="text-align: right;">内藤 晋吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事兼市民文化会館長</td> <td style="text-align: right;">野口 美明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学務指導担当次長兼指導課長</td> <td style="text-align: right;">鶴見 和弘</td> </tr> <tr> <td>社会教育部次長兼社会教育課長</td> <td style="text-align: right;">関根 栄治</td> </tr> <tr> <td>社会教育部参事兼中央公民館長</td> <td style="text-align: right;">矢野 仁史</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td style="text-align: right;">石川 貴英</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td style="text-align: right;">森田 誠</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td style="text-align: right;">瀬尾 尚丈</td> </tr> <tr> <td>教育相談センター所長</td> <td style="text-align: right;">秋山 法之</td> </tr> <tr> <td>学校給食課長</td> <td style="text-align: right;">柴山 伸之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長</td> <td style="text-align: right;">大塚 俊和</td> </tr> <tr> <td>文化財課長兼郷土資料館長</td> <td style="text-align: right;">實松 幸男</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進課長</td> <td style="text-align: right;">井崎 圭介</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設担当課長</td> <td style="text-align: right;">福嶋 伸五</td> </tr> <tr> <td>中央公民館事業担当課長</td> <td style="text-align: right;">角田 尚之</td> </tr> </table>	教育長	鎌田 亨	教育長職務代理者	小林 学	委員	岡田 新司	委員	山口 早苗	委員	高橋 朋子	学校教育部長	篠原 直樹	学校教育部学務指導担当部長	佐山 宏樹	社会教育部長	樋口 智	学校教育部次長兼教育施設課長	内藤 晋吾	学校教育部参事兼市民文化会館長	野口 美明	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見 和弘	社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史	教育総務課長	石川 貴英	学務課長	森田 誠	教職員担当課長	瀬尾 尚丈	教育相談センター所長	秋山 法之	学校給食課長	柴山 伸之	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚 俊和	文化財課長兼郷土資料館長	實松 幸男	スポーツ推進課長	井崎 圭介	スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五	中央公民館事業担当課長	角田 尚之
教育長	鎌田 亨																																														
教育長職務代理者	小林 学																																														
委員	岡田 新司																																														
委員	山口 早苗																																														
委員	高橋 朋子																																														
学校教育部長	篠原 直樹																																														
学校教育部学務指導担当部長	佐山 宏樹																																														
社会教育部長	樋口 智																																														
学校教育部次長兼教育施設課長	内藤 晋吾																																														
学校教育部参事兼市民文化会館長	野口 美明																																														
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見 和弘																																														
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治																																														
社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史																																														
教育総務課長	石川 貴英																																														
学務課長	森田 誠																																														
教職員担当課長	瀬尾 尚丈																																														
教育相談センター所長	秋山 法之																																														
学校給食課長	柴山 伸之																																														
生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚 俊和																																														
文化財課長兼郷土資料館長	實松 幸男																																														
スポーツ推進課長	井崎 圭介																																														
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五																																														
中央公民館事業担当課長	角田 尚之																																														

<p>事務局職員 の職氏名</p>	<p>学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤</p>
<p>会議事項、議題</p>	<p>議案第 7 号 春日部市教育委員会公告式規則の一部改正について</p> <p>議案第 8 号 令和 8 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について</p> <p>議案第 9 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第 10 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p> <p>議案第 11 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について</p> <p>議案第 12 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校文書取扱規程の一部改正について</p> <p>議案第 13 号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>議案第 14 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>報告第 15 号 春日部市情報セキュリティポリシーの策定について</p> <p>報告第 16 号 第 2 次春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の策定について</p> <p>報告第 17 号 教育活動に係る公費・私費負担区分等ガイドラインについて</p> <p>報告第 18 号 春日部市立中学校拠点校部活動モデルブロック実施細則について</p> <p>報告第 19 号 春日部市立学校における働き方改革基本方針について</p> <p>報告第 20 号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について</p>

報告第 2 1 号

春日部市学校給食費相当額助成金交付要綱の一部改正について

報告第 2 2 号

春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の廃止について

報告第 2 3 号

博物館登録について

報告第 2 4 号

春日部市民間等プール利用補助事業実施要綱の一部改正について

報告第 2 5 号

令和 8 年 3 月春日部市議会定例会について

報告第 2 6 号

春日部市教育委員会事務局職員の人事異動の専決処理について

報告第 2 7 号

令和 7 年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第 2 8 号

令和 8 年度当初教職員の人事異動について

鎌田教育長	<p>それでは、ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 岡田委員、お願いします。</p>
鎌田教育長	<p>2月定例会の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。</p>
小林委員	<p>14ページ上から9行目「終了したことに伴い」の「に」が抜けているかと思えます。また、下から3行目「少なくなるため」の「た」が抜けているかと思えます。</p>
鎌田教育長	<p>小林委員ご指摘のとおり、加筆・削除・修正することによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>[ 「結構です」と言う人あり ]</p>
鎌田教育長	<p>他に質疑等はございますか。よろしいですね。</p>
委員	<p>[ 「結構です」と言う人あり ]</p>
鎌田教育長	<p>前回会議録は、事前に配付した会議録の一部を修正し、承認されました。それでは事務局、会議終了後、会議録を再調製し、前回署名委員の署名を頂いてください。</p>
鎌田教育長	<p>それでは、議事に入ります はじめに、議案第7号「春日部市教育委員会公告式規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>石川課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第7号「春日部市教育委員会公告式規則の一部改正について」、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。 議案書1ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市公告式条例の改正に伴い、春日部市教育委員会公告式規則の一部を改正したく提案するものでございます。</p>

	<p>次に、主な改正内容につきましては、議案書 2 ページの新旧対照表を御覧ください。</p> <p>規則等の公布について、今年度までは、市役所本庁舎エントランスの横に設置された掲示板において、紙により掲示しておりました。</p> <p>今後におきましては、市公式ホームページに設置した掲示場に電子ファイルを掲載し、公告することを原則とするため、その運用に合わせ、規則を改正するものでございます。</p> <p>第 2 条第 2 項につきまして、規則等を公布する際、これまでは教育長の署名押印が必要でしたが、今後は押印を廃止し、署名のみとするものでございます。</p> <p>また、同条第 3 項につきまして、先ほど申し上げましたとおり、規則等の公布は、市公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。ただし、これにより難しいときは、春日部市役所の掲示場に掲示して行うことができる。とするものでございます。</p> <p>附則につきましては、施行期日を、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。</p> <p>以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第 7 号「春日部市教育委員会公告式規則の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 7 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 8 号「令和 8 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第 8 号「令和 8 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について」、提案理由及びその主な内容について、説明申し上げます。

議案書 3 ページを御覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和 8 年度の基本方針・重点施策を定めたく、提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして説明申し上げます。

別冊の赤インデックス議案第 8 号の資料を御覧ください。

資料は 3 点ございます。1 点目、左側 2 か所留めの冊子「令和 8 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策（案）」、2 点目、A 4、1 枚紙の「新旧対照表」、3 点目、A 4、1 枚紙の「教育委員からのご意見」、以上、不足等はございませんでしょうか。

基本方針・重点施策につきましては、2 月の勉強会にて、素案をお示しし、後日、委員の皆様から御意見をいただきました。

その後、その御意見を各課にて確認するとともに、最終校正を行い、修正を加えたものを、本日、案としてお示ししております。

2 月にお示した素案から、今回の案への修正点について、説明いたします。案の 3 ページと、新旧対照表を御覧ください。

⑥スポーツ・レクリエーション活動の推進の「また」で始まる文章において、素案では「体育施設等」としていたころ、案では「体育施設」へ修正しております。

避難所の空調設備につきましては、体育施設のみならず市長部局所管の施設においても、設置が予定されております。

教育委員会では、市長部局の空調整備には携わらないことから、「等」の表記を削除いたしました。

案の 7 ページへお進みください。小学校、中学校情報教育推進事業の記載の中で、「1 人 1 台端末」とあるところを「学習者用端末」と修正いたしました。こちらは、表現の統一を図るため、修正したものでございます。

案の 19 ページへお進みください。新旧対照表に記載した 3 事業において、表現の統一を図るため、また、字句を改めるため、それぞれ修正いたしました。

次に、教育委員の皆様からいただいた御意見についてでございます。もう一枚の資料を御覧ください。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、資料を確認いただき、誠にありがとうございました。

今回、委員意見により、直接的に方針を修正した部分はございませんでしたが、山口委員からいただいた御意見について、説明させていただきます。

	<p>1点目、案の2ページ(2)②社会教育の充実において、2行目に「こども達」の表記がございますが、こちらは、表記に、ばらつきがあったため、平仮名から漢字へ改めました。</p> <p>一例を申し上げますと、案の8ページ、教育施設課の最上段、小学校、中学校施設維持・管理事業にも「こども達」の表記がございます。</p> <p>このように、資料全体の表記の統一を図るため、修正したものでございます。</p> <p>2点目、案の10ページ、学務課の最下段、小学校、中学校教科用図書等整備事業において、学力検査の記載がなくなった理由でございます。</p> <p>こちらは、学力検査の充実を図り、より効果的に利活用する必要があることから、学務課から指導課へ事務を移管したため、表記を削除したものでございます。</p> <p>なお、移管先について直接記載はございませんが、案の12ページ、指導課の最上段、学校教育支援事業において、学力検査に関する取組を実施する予定でございます。</p> <p>最後に今後の予定でございます。</p> <p>こちらの「令和8年度基本方針・重点施策」につきましては、本日の審議を経て、4月上旬に市公式ホームページにて公開する予定でございます。</p> <p>以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>ないようですので、これより採決をいたします。</p>
鎌田教育長	<p>議案第8号「令和8年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
委員	<p>[ 賛成者挙手 ]</p>
鎌田教育長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。</p>
鎌田教育長	<p>次に、議案第9号「春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>

鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	<p>議案第9号「春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページを御覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由でございますが、令和8年3月31日をもって、現委員の任期が満了することに伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したく提案するものでございます。</p> <p>次に、候補者でございますが、議案書5ページの候補者名簿を御覧ください。</p> <p>1番の濱本一氏は、共栄大学副学長でございます。</p> <p>2番の和泉昌雄氏は、元武里南小学校校長でございます。</p> <p>3番の栗岡一矛氏は、春日部市生涯学習地域推進員でございます。</p> <p>いずれの方につきましても、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。</p> <p>任期は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの1年間でございます。</p> <p>以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第9号「春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。</p>
鎌田教育長	次に、議案第10号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、議案第11号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について」は、いずれも指導課所管の委嘱・任命に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。

指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	<p>議案第10号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、申し上げます。</p> <p>議案書6ページを御覧ください。</p> <p>本案件は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の欠員、変更に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。</p> <p>委嘱する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の一覧は、7ページにございます。</p> <p>次に、議案第11号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について」、申し上げます。</p> <p>議案書8ページを御覧ください。</p> <p>本案件は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員を、春日部市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、任命したく提案するものでございます。</p> <p>任命する学校運営協議会委員の一覧は、9ページからとなります。</p> <p>空欄につきましては、年度当初の教職員人事異動に伴い、未確定の委員となります。委員が確定しましたら、改めて報告させていただきます。</p> <p>以上、御審議のほど、お願いいたします。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第10号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。</p>

鎌田教育長	次に、議案第11号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第12号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校文書取扱規程の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	<p>議案第12号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校文書取扱規程の一部改正について」、申し上げます。</p> <p>議案書25ページを御覧ください。</p> <p>本案件は、校務支援システム導入に伴い、同システムを使用した文書処理を可能とするため規程を改正したく提案するものでございます。</p> <p>変更、新設する箇所は、26ページからの新旧対照表に記載しております。</p> <p>それでは、主な新設箇所について、申し上げます。</p> <p>27ページ左側の列、第9条を新たに追加し、メールやDVD等に書き込まれたデータ、電磁的記録の収受、またその後の文書供覧の方法について、28ページ、第11条第2項を新たに追加し、「校務支援システムを利用して処理する文書の起案は、電磁的に承認する方法により行う」とし、校務支援システムを用いた文書起案の手続方法を規定しております。</p> <p>この他、第13条第3項、文書の発送について、29ページ、第16条第2項、処理した文書の保存について、第19条第3項、廃棄方法についてなど、校務支援システムに対応した手続方法を新たに規定しております。</p> <p>なお、本訓令の施行期日は、令和8年4月1日を予定しております。</p> <p>以上、御審議のほど、お願いいたします。</p>

鎌田教育長	質疑等はございますか。
小林委員	意見となりますが、システム導入に伴い学校現場が混乱しないよう、丁寧に説明していただければと思います。
鎌田教育長	学校現場に対する具体的な周知方法を教えてください。
指導課長	この後、電子メールにて各学校あて周知するとともに、4月に開催される校長研究協議会、教頭研究協議会にて周知してまいります。
鎌田教育長	分かりました。 ほかに質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第12号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校文書取扱規程の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第12号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第13号「春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	議案第13号「春日部市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして」、提案理由および主な内容を説明いたします。 議案書37ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、春日部市文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき委員を委嘱したく、提案するものでございます。

	<p>次に、議案書 39 ページには、参考資料として、本審議会の概要をお示ししております。</p> <p>本審議会の所掌事務は、「教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する」ことでございます。</p> <p>審議事項のうち、特に重要な審議事項は（１）の「文化財の指定及び解除に関する事」でございます。</p> <p>次に、委員構成でございますが、委員は 10 人以内をもって組織し、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者から委嘱します。</p> <p>戻りまして、議案書 38 ページを御覧ください。候補者の名簿でございます。</p> <p>文化財に係る様々な専門的識見を有する者を候補としております。なお、10 名の候補者全員が再任となります。</p> <p>任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。</p> <p>以上、御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第 13 号「春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 13 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 14 号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ推進課長	はい。
鎌田教育長	井崎課長、お願いします。
スポーツ推進課長	議案第 14 号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

	<p>議案書40ページを御覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。</p> <p>次に、議案書43ページには、参考資料として、春日部市スポーツ推進員の概要をお示ししております。春日部市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例で設置され、職務としましては、市民の皆様には、スポーツに関する指導・助言等を行うことが主なものとなっております。3(2)のとおり委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。</p> <p>戻りまして、41ページ、42ページを御覧ください。候補者名簿でございます。委員候補者は、32名で、そのうち新規の委員候補者が7名、継続される方25名でございます。</p> <p>名簿の右側、備考欄に継続と記載しております25名の方は、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第5項の規定により、再任とさせていただきます。</p> <p>任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>以上、よろしく、御審議のほどお願いいたします。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第14号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[ 賛成者挙手 ]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告事項に移ります。
鎌田教育長	報告第15号「春日部市情報セキュリティポリシーの策定について」、報告第16号「第2次春日部市女性職員の活躍推進に関する特定

	<p>事業主行動計画の策定について」は、いずれも教育委員会を含む市政全体の方針に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。</p>
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	<p>報告第15号「春日部市情報セキュリティポリシーの策定について」、報告いたします。</p> <p>議案書44ページを御覧ください。</p> <p>春日部市情報セキュリティポリシーを策定したので、別冊のとおり報告するものでございます。</p> <p>青インデックス報告第15号の資料を御覧いただき、2ページを御覧ください。</p> <p>第1章の冒頭に記載がありますとおり、本方針は、地方自治法の改正に伴い、同法第244条の6第1項の規定に基づき、策定したものでございます。</p> <p>本市においては、市長部局の情報システムを所掌する部署が中心となり、市長部局の職員のみならず、各行政委員会等の職員も対象として策定いたしました。</p> <p>この度の策定にて、第7次方針となるものでございますが、第6次からの、方針の主な変更点について、1点申し上げます。</p> <p>資料の6ページを御覧ください。</p> <p>ページ真ん中より少し下、項目9の「情報セキュリティ対策基準の策定」について、二段目のただし書き以降が新設となります。</p> <p>これらの目標の達成に向けた具体的な取組については、各ページに記載のとおりでございます。</p> <p>次に、報告第16号「第2次春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の策定について」、報告いたします。</p> <p>議案書45ページを御覧ください。</p> <p>第2次春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を策定したので、別冊のとおり報告するものでございます。</p> <p>青インデックス報告第16号の資料を御覧いただき、ページを1枚おめくりください。</p> <p>本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、策定したものでございます。</p>

	<p>本市においては、市長部局の人事部署が中心となり、市長部局の職員のみならず、各行政委員会等の職員も対象として、計画を策定いたしました。</p> <p>今回策定する計画は第2次となり、第1次計画からの主な変更点について、2点申し上げます。</p> <p>1点目は、資料の8ページを御覧ください。ページ最下段、基本方針4の「ハラスメントのない職場環境づくり」については、第1次計画には記載がなく、新設した方針となっております。</p> <p>2点目は、9ページを御覧ください。ページの中ほど、(2)登用に関する指標の四角の中に記載のある、管理的地位にある職員に占める女性割合について、第1次までの目標は10%でしたが、第2次では15%を目標としております。</p> <p>これらの目標の達成に向けた具体的な取組については、各ページに記載のとおりでございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
小林委員	<p>報告第15号についての意見となりますが、世間でもサイバー攻撃を受けて大変なことになっている事例もあるかと思えます。教育委員会事務局だけでなく学校現場でも膨大な情報を保有しているかと思えますので、適切なセキュリティ管理をお願いします。</p>
鎌田教育長	<p>ほかに質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第17号「教育活動に係る公費・私費負担区分等ガイドラインについて」、報告第18号「春日部市立中学校拠点校部活動モデルブロック実施細則について」は、いずれも指導課が所管する学校運営に関わる方針に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。</p>
指導課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>鶴見課長、お願いします。</p>
指導課長	<p>報告第17号「教育活動に係る公費・私費負担区分等ガイドラインについて」、申し上げます。</p> <p>議案書46ページを御覧ください。</p>

本案件は、教育活動に係る公費・私費負担区分等ガイドラインについて策定しましたので、別冊のとおり報告するものです。

別冊の青インデックス報告第17号の資料を御覧ください。

前回の2月の定例教育委員会で、ガイドラインを示させていただきましたが、本日は、そのガイドラインの修正版及び具体的例を示した別表を報告させていただきます。

本ガイドラインは、1ページ項番1の2段落目にありますように「公費・私費の負担区分や管理・取扱等に関する基準を明確にするため」に策定したものでございます。

前回お示しさせていただいたガイドラインから大きく修正したものは、2ページ項番3(1)に「団体会計による物品等の購入にあたっては、当該団体会計の支出目的・用途が明確であり、学校との間で共通理解が図られていることを前提とする」と記載しております。

また、別紙【参考例】公費私費負担区分一覧を作成し、縦列「公費と私費」を横列「施設・設備、教科等、その他」の6区分(5区分)に分けるとともに、公費については関係課を記載しております。

次に、報告第18号「春日部市立中学校拠点校部活動モデル事業実施細則について」、申し上げます。

議案書47ページを御覧ください。

本案件は、春日部市立中学校拠点校部活動モデルブロック実施細則を制定しましたので、別冊のとおり報告するものです。

別冊青インデックス報告第18号の1ページを御覧ください。

前回の2月の定例教育委員会で、本事業の要項を報告しておりますが、本日は、その実施細則の報告となります。

項番1実施申請には、保護者の申請について、項番2拠点校部活動の参加について、生徒の参加について、この他、項番3活動中の対応について、項番4大会等の参加についてを示しております。

次に、実施対象ですが、別表にあるとおり、拠点校部活動モデル事業は武里中、春日部南中、大沼中の3校で行うこととしております。表の網掛け(募集停止が決定している)、または、★印(もともと在籍校に無い)の部活動が対象となっており、3枚目に示しております

「拠点校部活動参加申込書兼保護者同意書」の申請があれば令和8年4月より活動することができるものです。

報告は、以上となります。

鎌田教育長

質疑等はございますか。

小林委員

報告第18号の問題は、様々な課題が絡み合っており非常に難しいものであると思います。

	<p>いかに子ども達のやる気を引き出し、春日部市の蓄積した経験を持続しながら生かしていくかが肝と思いますので、担当職員のみなさんは大変だと思いますが、知恵を絞っていただければと思います。</p>
鎌田教育長	<p>ほかに質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第19号「春日部市立学校における働き方改革基本方針について」、説明を求めます。</p>
教職員担当課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>瀬尾課長、お願いします。</p>
教職員担当課長	<p>報告第19号「春日部市立学校における働き方改革基本方針について」、報告いたします。別冊青インデックス報告第19号「春日部市立学校における働き方改革基本方針」を御覧ください。</p> <p>本市では令和2年3月に「春日部市立学校における働き方改革基本方針」を策定、令和5年4月に改定し、教職員の働き方改革に取り組んでまいりました。しかし、一定の成果はあがっているものの教員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする目標の達成には至っていない状況です。</p> <p>6ページへお進みください。今回の改定では、令和6年8月の中央教育審議会の答申を踏まえ、「教員が心身ともに健康であり授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子ども達へのよりよい教育の実現」につながるという考えのもと、目的を「働き方改革の推進によって、子ども達へのよりよい教育を実現する」としました。</p> <p>7ページへお進みください。目標については、これまでの時間外在校等時間の縮減という目標に加え、新たに教職員のウェルビーイングの向上を目標に掲げました。「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立することで、子ども達へのよりよい教育の実現となるよう、働き方改革を推進して参ります。</p> <p>また、実施状況については、定例教育委員会や総合教育会議での報告及び市ホームページでの公表を通じて、広く市民の皆様にも発信してまいります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p> <p>学校現場に対する具体的な周知方法を教えてください。</p>

教職員担当課長	4月に開催される校長研究協議会にて周知してまいります。
鎌田教育長	分かりました。 ほかに質疑等はございますか。
鎌田教育長	次に、報告第20号「春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」、報告第21号「春日部市学校給食費相当額助成金交付要綱の一部改正について」は、いずれも給食に関する例規改正等に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
学校給食課長	はい。
鎌田教育長	柴山課長、お願いします。
学校給食課長	<p>報告第20号「春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正」及び報告第21号「春日部市学校給食費相当額助成金交付要綱の一部改正について」、報告いたします。</p> <p>議案書の49ページを御覧ください。</p> <p>はじめに、規則の改正理由でございますが、物価が高騰する中、学校給食費を通じて子育て世帯への経済的支援を図るため、規則の一部を改正したものです。</p> <p>次に、議案書50ページを御覧ください。改正内容でございますが、附則の第8項、令和7年10月分から令和9年3月分までの教職員等の学校給食費の特例でございます。</p> <p>物価高騰分の支援は、教職員等については対象とすることができないことから、引き続き令和9年3月まで延長するものです。</p> <p>なお、保護者負担金との差額は、月額で1,000円から1,300円程度の増額となるものです。</p> <p>附則の第10項、令和8年4月分から令和9年3月分までの小学校の児童の学校給食費の特例でございます。</p> <p>国・県の給食費負担軽減交付金及び、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度1年分の児童の学校給食費について無償にすることで、子育て世帯の経済的支援を図るものです。</p> <p>附則の第11項、令和8年4月分から同年10月分までの中学校の生徒の学校給食費の特例でございます。</p> <p>国の地方創生臨時交付金を活用し、令和8年4月分から10月分の生徒の学校給食費について無償にすることで、子育て世帯の経済的支援を図るものです。</p>

<p>鎌田教育長</p>	<p>続きまして、議案書 5 1 ページを御覧ください。</p> <p>はじめに、要綱の一部改正の理由でございますが、第 2 0 号で報告いたしました、児童生徒の無償化の実施にあたり、これまでどおり、食物アレルギー等により給食を食べずに、お弁当の持参などを行っている児童生徒の保護者に対しても、経済的支援を図るものです。</p> <p>議案書 5 2 ページを御覧ください。改正内容でございますが、第 1 条、趣旨でございます。対象期間が児童と生徒で異なることから、別で定めるため改正したものです。第 4 条、助成金の対象期間でございます。児童は令和 8 年度 1 年間、生徒は令和 8 年 4 月から 1 0 月までと、定めたものです。第 5 条以下につきましては、条ズレと所用の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>報告第 2 0 号、及び、報告第 2 1 号 につきましては、以上でございます。</p> <p>質疑等はございますか。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>次に、報告第 2 2 号「春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の廃止について」、説明を求めます。</p>
<p>生涯学習推進 担当課長</p>	<p>はい。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>大塚課長、お願いします。</p>
<p>生涯学習推進 担当課長</p> <p>鎌田教育長</p>	<p>報告第 2 2 号「春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の廃止について」、報告いたします。</p> <p>議案書 5 9 ページを御覧ください。</p> <p>春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱を廃止したので、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>令和 7 年 1 2 月定例教育委員会で報告しましたとおり、春日部市教育センター再整備基本計画の策定が完了したことに伴い、検討委員会は、その役割を終えたものでございます。</p> <p>廃止要綱は、6 0 ページのとおりでございます。</p> <p>なお、附則において、施行日は教育長決裁のあった日としており、決裁日は令和 8 年 2 月 2 0 日でございます。</p> <p>報告第 2 2 号につきましては、以上でございます。</p> <p>質疑等はございますか。</p>

鎌田教育長	次に、報告第23号「博物館登録について」、説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	<p>報告第23号「博物館登録について」、報告いたします。 議案書61ページを御覧願います。</p> <p>本件は、本年1月の教育委員会において登録の申請について報告いたしましたが、このたび登録が決定したものでございます。</p> <p>詳細につきましては、議案書62ページ、参考資料の「博物館の登録について」を御覧ください。申請後、埼玉県教育局による学識経験者の実地調査等を経て、令和8年3月9日付で、博物館法第13条第1項に規定される登録が決定いたしました。</p> <p>あわせて、参考資料63ページ、「博物館登録に係る実地調査における学識経験者の意見について」を御覧ください。学識経験者からは「館の設置目的に応じた展示・収蔵空間の適正なあり方の検討」など、今後の運営に関する助言をいただいております。今後はこれらの助言を真摯に受け止め、適切な館運営に努めてまいります。</p> <p>なお、登録についてはすでに文化庁の博物館総合サイトや埼玉県のホームページに掲載されており、今後は登録博物館のプレート及び証書が交付される予定です。また、博物館の運営状況に関する定期報告は毎年5月末までに行うこととなっており、郷土資料館においても令和8年5月より報告を開始いたします。</p> <p>今年度、埼玉県内で新規に登録された博物館は、熊谷市立図書館美術・郷土展示室と東武動物公園及び本市の3館となり、これまでの登録館数は合わせて29館となっています。このうち政令指定都市を含めた市立博物館の登録は10市14館で、近隣では、さいたま市をはじめ、白岡市、行田市などが、登録博物館となっています。</p> <p>報告は以上となります。</p>
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	次に、報告第24号「春日部市民間等プール利用補助事業実施要綱の一部改正について」、説明を求めます。
スポーツ推進課長	はい。
鎌田教育長	井崎課長、お願いします。

<p>スポーツ推進課長</p>	<p>報告第24号「春日部市民間等プール利用補助事業実施要綱の一部改正について」、報告いたします。</p> <p>議案書67ページを御覧ください。</p> <p>この事業は、市民の健康増進、並びにスポーツの振興を図るため、市と利用に関する協定を締結した民間プール又は県営プールを利用する市民に対して、入場料の一部補助を行うものです。</p> <p>このたび、利用補助券対象施設の所在地について、施設事業者から要綱の記載住所について変更の申し出があったことから、所在地の記載を改めるため、本要綱を一部改正したものです。</p> <p>次に、議案書68ページを御覧ください。</p> <p>改正内容でございますが、本要綱別表の東武動物公園の所在地の記載を東武動物公園内の東武スーパープール部分の所在地である白岡市から東武動物公園の所在地である宮代町に改めたものです。</p> <p>また、本要綱は、教育長決裁のあった日から施行するもので、教育長決裁の日は、令和8年3月4日でございます。</p> <p>報告第24号につきましては、以上でございます。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>質疑等はございますか。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>次に、報告第25号「令和8年3月春日部市議会定例会について」、説明を求めます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>はい。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>石川課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告第25号「令和8年3月春日部市議会定例会について」、報告いたします。</p> <p>議案書72ページと併せ、青インデックス報告第25号の資料を御覧ください。</p> <p>会期は、2月16日から3月19日の32日間ございました。</p> <p>提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第13号、24号、25号、29号、37号の5件であり、すべて原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、11人の議員から質問がございました。</p> <p>質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。</p>

	<p>参考に一般質問のダイジェスト版を配布いたしましたので、参考以後ほど御覧ください。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第26号「春日部市教育委員会事務局職員の人事異動の専決処理について」を議題としますが、報告第26号、27号、28号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>[ 「異議ありません」と言う人あり ]</p>
鎌田教育長	<p>異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従い、これより会議を非公開とします。</p>
鎌田教育長	<p>《非公開議案の審議》</p> <p>報告第26号「春日部市教育委員会事務局職員の人事異動の専決処理について」、報告第27号「令和7年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について」及び報告第28号「令和8年度当初教職員の人事異動について」</p>
鎌田教育長	<p>会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。</p>
鎌田教育長	<p>以上で、報告を終了します。</p>
鎌田教育長	<p>次回教育委員会の日程をお願いします。</p>
学校教育部長	<p>今回は、4月定例教育委員会となります。</p> <p>4月16日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
鎌田教育長	<p>以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。</p>
<p>会 議 結 果</p>	
<p>議案第7号 承認、議案第8号 承認、議案第9号 承認、議案第10号 承認、議案第11号 承認、議案第12号 承認、議案第13号 承認、議案第14号 承認</p>	